

## 「全国町・字ファイル」（共同利用）提供料金表

令和元年 9 月 2 日 現在  
地方公共団体情報システム機構

（単位：円）

当初マスター代、保守料、処理費の区分			料 金 (税抜き)
当初マスター代（初回提供時 1 回につき）			252,000
保守料（1 年度・1 団体 当たり）	共同利用する団 体数の段階区分	2 団体以上 20 団体以下	108,000
		21 団体以上 50 団体以下	90,000
		51 団体以上	72,000
処理費（1 回につき）	漢字コードの追加		15,000

- 1 この料金表は、一般利用団体(注 1)が共同利用（複数の団体が共同で運用する一つのシステムにおいて、当機構が提供した「全国町・字ファイル」を利用することをいう。）する場合の提供料金です。

注 1：「一般利用団体」とは、「地方公共団体情報システム機構サービス利用約款(地方公共団体等)」に基づき、当機構と一般利用契約を締結して、一般事業負担金を負担している地方公共団体等をいいます。一般利用団体申込方法は当機構ホームページ掲載の[サービス利用案内](#)を参照願います。

- 2 当初マスター代は新規申込の初回提供時に 1 回発生する料金です。当初マスター提供月の翌月以降に保守契約を継続する場合は、翌年度以降の当初マスター代は発生しません。
- 3 共同利用の提供料金には、単独利用にある最新ファイル又は更新ファイルの区分はありません。
- 4 保守料は当初マスターの異動内容を毎月更新して、最新の状態を維持するために発生する料金で、「全国町・字ファイル」の提供回数に関わらず、契約期間中毎月発生します。原則は年額とし、年度途中で新規申込みをした年度については、年額を 12 で割った額に、契約期間の月数を乗じて得た額とします。なお、当初マスター代が発生する月は、保守料は発生しません。  
保守料の年額は、例えば共同利用する団体が 30 市町村の場合には、次のとおりとなります。 $108,000 \times 20 \text{ 団体} + 90,000 \times 10 \text{ 団体} = 3,060,000 \text{ 円}$
- 5 処理費は、「全国町・字ファイル」が一種類の場合は、提供回数に関わらず発生しません。異なる仕様の「全国町・字ファイル」を追加する場合のみ種類及び提供回数に応じた処理費が必要になります。  
なお、当初マスター代が発生する月は、処理費は発生しません。
- 6 共同利用の利用団体数が年度途中で増減する場合の保守料は、年額を 12 で割った額に、契約期間の月数を乗じて得た額となりますので、利用団体数の増減が生じる場合は、速やかに当機構までご連絡ください。
- 7 共同利用の契約を解約してから、再度提供を受ける場合には、再度当初マスター代が発生します。